告示

○総務省告示第四百十二号

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）第九条第一項第一号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十三年九月六日

総務大臣　川端　達夫

別表第一号中

39―2	北海道浦河郡、様似郡、日高郡新ひだか町（三石旭町、三石歌笛、三石川上、三石清瀬、三石鳳凰舞、三石富沢、三石豊岡、三石西端、三石越海町、三石東蓬莱、三石福畑、三石蓬栄、三石本桐、三石本町、三石美河、三石港町及び三石美野和に限る。）	146	DE

を

39―2	北海道浦河郡、様似郡	146	DE

に、

41	北海道新冠郡新冠町（里平を除く。）、日高郡新ひだか町（三石旭町、三石歌笛、三石川上、三石清瀬、三石鳳凰舞、三石富沢、三石豊岡、三石西端、三石越海町、三石東蓬莱、三石福畑、三石蓬栄、三石本桐、三石本町、三石美河、三石港町及び三石美野和を除く。）	146	DE

を

41	北海道新冠郡新冠町（里平を除く。）、日高郡新ひだか町	146	DE

に改める。

○総務省告示第四百十三号

計算担当機関の指定に関する規程（平成四年郵政省告示第三百五十七号）第七条第一項の規定に基づき、住所変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月六日

総務大臣　川端　達夫

氏名又は名称	変更前の住所	変更年月日
株式会社日本デジコム	東京都中央区湊1―3―6	東京都中央区新川　平成22年12月11日

○外務省告示第三百十一号

平成二十三年八月十六日にハノイで、円借款の供与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の平成十八年三月二十九日付けの交換公文に従ってベトナム社会主義共和国政府に供与されることになった第二期ホーチミン市水環境改善計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がベトナム社会主義共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成二十五年八月十六日まで延長される旨の口上書の交換が、ベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年九月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百十二号

平成二十三年八月十七日にアンマンで、パレスチナ難民に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　六億円

3　署名者

日本側　小菅淳一在ヨルダン大使

国際連合パレスチナ難民救済事業機関側　フィリッポ・グランディ事務局長

平成二十三年九月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百十三号

平成二十三年八月二十四日にフナフティで、モトフォウア高等教育施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がツバル政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　モトフォウア高等教育施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　六億九千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十六年六月三十日まで

4　署名者

日本側　吉澤裕在ツバル大使

ツバル側　アピサイ・イエレミア外務・貿易・観光・環境・労働大臣

平成二十三年九月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第三百十四号

平成二十三年八月二十四日にバマコで、第四次小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がマリ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第四次小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年八月三十一日まで

4　署名者

日本側　川田正博在マリ大使

マリ側　スメイル・ブベイヌ・マイガ外務・国際協力大臣

平成二十三年九月六日

外務大臣　玄葉光一郎

○厚生労働省告示第三百十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、都道府県労働局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十三年厚生労働省告示第百十号）の一部を次のように改正し、平成二十三年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十三年九月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表の上欄中「（項）　仕事生活調和推進費　（目）　労働時間等設定改善推進助成金」を

「（項）　仕事生活調和推進費　（目）　労働時間等設定改善推進助成金
（項）　労働安全衛生対策費　（目）　受動喫煙防止対策助成金

金

に改め、同表の下欄第二十一号中「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金」に限る。）に係るものに限る」を「労働時間等設定改善推進助成金に係るものを除く」に改め、同欄第二十三号中「受理」の下に「（受動喫煙防止対策助成金に係るものを除く。）」を加え、同欄第二十四号中「通知」の下に「（受動喫煙防止対策助成金に係るものを除く。）」を加える。

○厚生労働省告示第三百十六号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１Ａ第二款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成二十三年九月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子